

藤沢市教育委員会定例会（1月）会議録

日 時 2005年1月14日（金）午後2時

場 所 藤沢市役所東館2階教育委員会会議室

1 開 会

2 会議録署名委員の決定

3 前回会議録の確認

4 教育長報告

(1) 臨時代理の報告について

(2) 平成16年12月藤沢市議会定例会の開催結果について

(3) 藤沢市青少年問題協議会委員の任命について

5 議 事

(1) 議案第39号 市立学校の学期の承認について

(2) 議案第40号 藤沢市八ヶ岳野外体験教室条例施行規則の一部改正について

(3) 議案第41号 藤沢市学習文化センター条例施行規則の一部改正について

(4) 議案第42号 藤沢市青少年会館条例施行規則の一部改正について

(5) 議案第43号 藤沢市少年の森条例施行規則の一部改正について

(6) 議案第44号 藤沢市地域子供の家条例施行規則の一部改正について

(7) 議案第45号 教育財産の取得の申出について（白浜養護学校校舎棟）

6 その他

(1) 藤沢市児童会館条例施行規則の一部改正について

(2) 「第4回30日美術館」の開催結果について

7 閉 会

出席委員

1番 中 村 喬
2番 數 野 隆 人
3番 開 沼 佳 子
4番 平 岡 法 子
5番 川 島 一 明

出席事務局職員

教育総務部長	小 野 晴 弘	生涯学習部長	西 山 三 男
生涯学習部担当部長	関 根 克 尚	教育総務部参事	浅 木 良 一
教育総務部参事	尾 嶋 良 二	生涯学習部参事	齋 藤 潔
生涯学習部参事	植 木 正 敏	生涯学習部参事	渡 辺 恭 博
生涯学習部参事	武 清	生涯学習部参事	田 中 正 男
生涯学習部参事	酒 井 一 二	学校教育課主幹	桑 山 光 生
学務課課長補佐	田 中 一 次	学校教育課課長補佐	渡 邊 信 昭
保健給食課課長補佐	鈴 木 睦	書 記	大 橋 久 高
書 記	井 出 秀 治		

午後2時00分 開会

數野委員長

ただいまから藤沢市教育委員会1月定例会を開会いたします。

皆さん、おめでとうございます。今年4月から中学校の二学期制も始まります。また、生涯学習部関係では公民館等の有料化も始まることになっております。その他いろいろ問題があると思いますが、市内の学校教育関係及び生涯学習部関係の業務が順調に行われますように、皆さんのご協力をよろしくお願いいたします。

÷ ÷

數野委員長

それでは、日程に移ります。本日の会議録に署名する委員は3番・開沼委員、5番・川島委員にお願いしたいと思いますが、ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

數野委員長

それでは、本日の会議録に署名する委員は3番・開沼委員、5番・川島委員にお願いいたします。

÷ ÷

數野委員長

続きまして、前回会議録の確認をお願いいたします。

何かありますか。

特にありませんので、このとおり了承することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

數野委員長

それでは、このとおり了承することに決定いたします。

÷ ÷

數野委員長

続きまして、教育長報告を行います。

(1) 臨時代理の報告についてをお願いいたします。

中村委員

それでは、教育長報告を一括してご報告させていただきたいと思っております。はじめに、臨時代理の報告、「藤沢市教育委員会の所管に係る藤沢市公の施設の指定管理者の指定の手続等に関する条例施行規則」について、ご報告申し上げます。このことにつきましては、地方自治法の一部改正により「公の施設」(住民の福祉を増進する目的を持って、その利用に供するための施設)の管理については、従来の管理委託制度から「指定管理者」(法人その他の団体であって、当該地方公共団体が指定するもの)に施設の管理を行わせることができることとなり、本市におきましても、平成15年12月に「藤沢市公の施設の指定管理者の指定の手続等に関する条例」及び「同条例施行規則」が制定され、指定管理者制度に適用できるようになりました。

平成16年12月議会において、教育委員会が管理する公の施設についても適用できるよう同条例が一部改正され、同条例の議決を受けて、教育委員会が管理する公の施設の管理の業務を指定管理者に行わせるための手続等についての必要な事項を定める規則を制定するものでございます。

本来、この案件につきましては、教育委員会にお諮りし、ご審議をいただくものでございますが、今回の議案に関しましては、藤沢市議会で条例の一部改正の可決後でなければ規則を制定することができず、また、指定管理者の指定のスケジュールを考慮しますと、12月中旬から募集を行わなければならないため、その業務に先立ちまして、制定した規則を公布し、施行しなければならないという、緊急やむを得ない事情がありましたことから、藤沢市教育委員会教育長に対する事務の委任等に関する規則第3条第1項の規定によりまして、平成16年12月藤沢市議会定例会開会中となります平成16年12月16日付けで規則の制定をさせていただきましたもので、同条第2項の規定により報告させていただくものでございます。

1 制定案及び2 添付資料は、別紙のとおりでございます。臨時代理の報告につきましては、以上でございます。

數野委員長

ただいまの教育長報告につきまして、ご意見・ご質問がありましたらお願いいたします。

特にありませんので、報告どおり了承することといたします。

×××

引き続きまして、(2)平成16年12月藤沢市議会定例会の開催結果についてをお願いいたします。

中村委員

続きまして、平成16年12月藤沢市議会定例会の開催結果につきましてご報告申し上げます。平成16年12月藤沢市議会定例会の会期は、12月1日から17日までの17日間で開催されました。

はじめに議案でございますが、議案の件数は一般議案について7件、条例議案について32件、補正予算議案について2件の合計41件でございます。主な議案は、公共料金の改定に伴う関連条例の改正議案20件や、公の施設の指定管理者制度導入に伴う関連条例の改正議案、藤沢市保健所・南保健センター等新設に伴う工事請負契約の締結議案、平成16年度藤沢市一般会計補正予算案等となっております。

次に、文教常任委員会につきましてご報告いたします。まず、12月8日に開催されました文教常任委員会の議案についてご報告いたします。日程1議案第46号から日程9議案第67号までの9議案につきましては、11月教育委員会臨時会でご審議をいただきました公共料金の改定に伴う関連条例の改正議案、公の施設の指定管理者制度の導入に伴う関連条例の改正議案でございます。文教常任委員会の各委員から各施設の利用状況の現状、有料化に伴う市民への影響や、指定管理者制度の導入に伴う今後の施設のあり方などについての質疑があり、文教常任委員会では、すべて可決すべきものと決定し、その後、本会議におきまして可決されました。

次に陳情の取り扱いにつきましてご報告いたします。日程 10「陳情 1 6 第 4 0 号 国に対し、私立高等学校等への助成金の一般財源化に反対し、国庫補助金の増額を要望する意見書の採択を求める陳情」につきましては、この国庫補助金は、私立高等学校等の教育条件の向上及び修学上の経済的負担減のために、都道府県が行う私立高等学校等への経常費助成に対して国が補助をするのもでありますことや、国が進める三位一体改革においても国の明確な方針が示されていない旨をご説明いたしました。

次に「陳情 1 6 第 4 1 号 神奈川県に対し、私学助成の拡充と少人数学級の実現を求める意見書の採択を求める陳情」につきましては、県の学事振興課によりますと、国庫補助を含めて平成 16 年度予算では 480 億 4,397 万 6,000 円が計上されており、当初予算比較では、前年比 102.1%となっております。また、少人数学級につきましても、県教育委員会は、今年度から各学校に 1 名程度配置されている少人数授業・チームティーチング等のための教員を、小学校 1 年生のクラス当たりの児童数が 35 人を超える学年に、学級担任としても活用できることとしたため、本市でも、今年度 2 校において学級担任として活用しております。こうした本市の状況から、県教育委員会に対する少人数学級の意見書につきましては、慎重な対応が必要である旨をご説明いたしました。

次に「陳情 1 6 第 4 2 号 藤沢市の私学助成制度拡充を求める陳情」につきましては、本市の私立幼稚園への助成は保護者の経済的負担の軽減や、幼稚園経営の安定等の見地から、幼児教育振興助成事業、幼稚園協会等補助事業、幼稚園等運営資金貸付事業を行い、側面からの援助を行っておりますことや、本市の奨学金制度も、高等学校進学希望の市内在住、市内中学校卒業予定者で、学業に意欲的で経済的に就学困難な生徒に対して奨学金の給付金額や、募集人数も順次拡充してまいりましたことをご説明し、今後の拡充につきましては、厳しい財政状況の中、非常に困難な状況である旨を説明し、3 つの陳情につきましては、質疑、討論、採決の結果、趣旨不承となりました。

次に、日程 11「陳情 1 6 第 5 1 号 小・中学校教科書採択制度の改善についての陳情」につきましては、次年度の中学校の教科用図書の採択替えを含む各種の教科用図書の採択においても、神奈川県教育委員会の通知内容を踏まえ、調査研究・議論していく旨をご説明し、質疑が行われましたが、休憩の後、陳情提出者から諸般の事情を理由とした陳情の取下げ書が提出されました。

次に、日程 12 の報告案件でございますが、12 月の教育委員会定例会等でもご議論いただきました「中学校二学期制」につきましては、検討経過と今

後に向けた考え方を議案書の17から44ページの資料をもとに報告をさせていただきます。

続きまして、一般質問につきましてご報告いたします。藤沢市議会12月定例会では、全体で16人の市議会議員から一般質問がございましたが、教育委員会に対しましては、8人の議員から9件54項目にわたりご質問をいただきました。

はじめに、「神奈川ネットワーク運動・藤沢」の植木裕子議員でございますが、「子どもを取り巻く環境について」という件名で、「シックスクール対策について」と「暴力等から身を守る対策について」の2つの要旨でご質問がございました。「シックスクール対策について」ですが、「教室内の空気中化学物質の検査結果について」のご質問には、昨年8月に改築改修中の学校を除き、小・中・養護学校50校の普通教室とコンピューター室等について検査を実施し、普通教室では基準値を超えたところはありませんでしたが、コンピューター室では、50教室中30教室でホルムアルデヒドの濃度が許容基準値を超える結果となりました。許容基準を2倍以上超えた18教室については、10月に再度検査を実施いたしました結果、換気扇が故障していた中学校1校を除き許容基準内に収まっております。来年度以降、調査時期を夏場に限定することなく、子どもが授業を行っている期間に実施することを検討しております。

次に「化学物質過敏症と診断されている児童生徒の数とその対応について」のご質問には、現在、保健調査票や保護者の申し出により把握している化学物質過敏症と診断されている児童生徒の数は、小・中・養護学校合わせて約3万1,200人中5人と少人数ですが、診断が確定されていない児童生徒が潜在的にいると推測しておりますことと、これらの児童生徒が在籍している学校での具体的な対応として、改修工事、ワックス塗り等の日程を保護者に早めにお知らせをし、必要に応じて保護者と対応を協議しておりますことや、クラス・学年単位で水性のフェルトペンを使用するなどの配慮をしておりますことなどを答弁いたしました。

次に「子どもを暴力から守る対策について」で、「痴漢や誘拐などの被害から子どもを守るため、学校はどのような対策をとっているか。また、保護者にはどのように周知しているのか」のご質問には、学校では被害の未然防止と安全確保の徹底のため、児童生徒の登下校時に不測の事態が起きたときの行動について、日ごろより「大声を出す・すぐに逃げる・知らせる」といった3項目の頭文字「お・す・し」を児童生徒に指導しておりますことや、子ども自身による防御の意識を高め、暴力から自分自身を守ることをねらいとして、CAPの講習を現在、半数以上の小学校が実施しておりますこと、

さらに校内での不審者対応訓練、他にはPTA・三者連携・おやじの会など保護者や地域の協力を得て、登下校指導、巡回パトロールなどを行っておりますことを答弁いたしました。

また「保護者への周知について」のご質問では、保護者へは通知や学校だよりを通じて、集団による下校や外出先等の把握、事件の際にはすぐに警察、学校に連絡することをお願いしておりますことや、学校では近隣校や関係各課等に連絡し、注意を促すとともに、教職員等によるパトロールなどの対応をとるよう指導しておりますこと、さらに、市内ではなくても大きな事件が起きた際には、模倣犯等の懸念もありますので、緊急連絡網や通知などで改めて指導の徹底を図っており、今後も各関係機関と情報を共有し、現状に即した指導の徹底を図ってまいりたい旨を答弁いたしました。

次に、「藤沢市公明党」の塚本昌紀議員でございますが、「高齢者施策について」という件名で、「老人大学について」で「兵庫県加古川市では、市内11公民館において「老人大学」を開催しており、多くの高齢者が活き活きと受講している。本市でも同様の取り組みとして、「生涯学習大学いきいき学部」等の事業を実施しているが、これらの事業の現在の取り組み状況と、今後に向けた考え方について聞きたい」とのご質問がございました。本市では、すべての市民が、いつでも、どこでも、生涯にわたり学習活動が行えるよう公民館や生涯学習大学等の事業を体系的に展開する中で、高齢者の方々の生きがい・健康・仲間づくりへの支援を目的として、さまざまな事業を行っております。

お尋ねの、加古川市の「老人大学」に相当する60歳以上の方を対象とする事業といたしましては、市内13地域の公民館で開催する「高齢者学級」。

生涯学習大学で実施する「いきいき学部」。老人福祉センターなぎさ荘で開催する「なぎさ大学」などの事業があり、昨年度は「高齢者学級」に882人、「生涯学習大学いきいき学部」に141人、「なぎさ大学」には80人、合計1,103人の方々に受講をいただいておりますこと、またこのほかにも生涯学習大学や公民館等で一般の方を対象として実施しております事業や、年間を通してのサークル活動にも、多くの高齢者の方々にご参加をいただいております。昨年度に市内13公民館をご利用いただいた延べ259万人の方々の半数以上は高齢者の方々であると考えております。さらに市内の老人福祉センター3館において開催しております「高齢者教養講座」等にも多くの方々にご参加いただいている状況にあるなど、高齢者の方々に対する学習機会の提供と、地域における交流と仲間づくりを幅広く進めていることや、市といたしましては、これらを含めた本市の高齢者の方々に対する生涯学習施策の充実、今後、高齢社会の中で、高齢者の方々が地域社会を支える一員として生

きがいを持ち、心豊かに暮らしていくために欠かせないものと強く認識しておりますことを答弁いたしました。

続きまして、「日本共産党藤沢市議会議員団」の加藤なを子議員でございますが、「教育行政について」の件名で「少人数学級について」と「二学期制について」のご質問がございました。「少人数学級について」で、「加配の教員をＴＴ活用するか、学級担任として活用するかについて、今後どのように考えていくのか。また、県に対してこの制度の改革等を要望していく考えはあるのか」のご質問には、県教育委員会は平成 16 年度より、各学校に 1 名程度配置されている少人数授業・チームティーチング等のための教員を小学校 1 年生の 1 クラス当たりの児童数が 35 人を超える学年に、学級担任としても活用できるとしました。本市において、この制度の対象となる小学校は今年度は 16 校であり、該当する学校では、教育課程編成上、引き続きＴＴや少人数指導を行った方が学校全体として良いか、または教室数の関係や、1 年生では適用されても 2 年生になるときは適用されず 40 人学級での編制になってしまうことなどを考慮した上で、この制度を取り入れるかどうか判断することになります。今年度は、本町小学校、鵜洋小学校の 2 校が学級担任として活用しております。8 月に行われた両校の取り組み状況調査によりますと、一人一人の児童に、生活・学習面でよく目が行き届き、学習面ではつまずきのある児童を早く把握ができ、丁寧な指導ができた。生活面では、児童の情緒の安定が早い時期に見られ、落ち着いた雰囲気の中で指導が行われているとの成果・効果が上げられております。また課題としては、1 年間だけの少人数学級のため、2 年生では普通学級数に戻ることから、児童が学習・生活環境の違いに戸惑うことや、35 人を超えないと少人数学級編制ができないため、年度ごとに教育課程が変わり、学校運営の方向性が定まらないことが予想されるとの報告を受けております。市教育委員会は、両校からの報告の課題を解消するために、県教育委員会に対し、1 年生限定ではなく学年進行で 2 年生まで実施できるように要望しており、今後についても、当該校が学級編制の弾力化により学級担任として活用するか、新入生サポート事業によりチームティーチングで指導するかを学校の実情に応じて選択できるように考えておりますことを答弁いたしました。

次に「二学期制について」で、「二学期制のメリットは何か」のご質問には、校長会では、試行してのまとめの中で、「ゆとり」「充実」「特色ある学校づくり」の 3 点から、二学期制の有効性について言及しております。また、教育委員会として 5 つの点についての効果を分析いたしました。1 つ目として、学期を長期的なサイクルでとらえ、ゆとりの中で実感を持った学びが展開できる。2 つ目として、学期の長期化を生かした指導の中で、多面的視点

での評価の充実が図れる。3つ目として、長期休養を利用して、児童生徒自身の課題設定による自主学習など、自ら学ぶ意欲や態度の育成の機会とすることができる。4つ目として、子どもたちと向き合う時間的・精神的なゆとりが確保でき、生徒指導や進路指導等をきめ細かく行うことができる。5つ目として、学期の日数が増えるため、総合的な学習、選択教科など長期的に継続して課題を解決するような学習活動の計画を立てやすいことを答弁いたしました。

次に、「現在の高校入試制度を考えたとき、中学校3年生の対応として、三学期制の方が良いのではないか」のご質問には、各学校では、二学期・三学期制どちらであっても、12月末現在で入試選抜用の資料を作成することになっており、むしろ夏休みを生かした生徒へのきめ細かな指導や相談が展開される点を踏まえすと、二学期制の方が、より生徒の実態や努力の経過を確かに評価することが可能になると考えておりますことなどを答弁いたしました。

続いて、「藤沢新政会」の佐賀和樹議員でございますが、「教育行政について」の件名で、「学校現場における国旗・国歌について」のご質問がございました。「市内小・中学校における入学式・卒業式での国旗・国歌の実施状況はどうなっているか」とのご質問には、市内小・中学校における入学式及び卒業式での国旗掲揚・国歌斉唱の実施状況につきましては、学習指導要領に基づき、適切な実施が図られるよう通知するとともに、校長会などを通して指導を行ってきたところであり、その結果、国旗掲揚・国歌斉唱につきましては、100%実施となっておりますことを答弁いたしました。

次に、「国際社会に生きる人間として国旗・国歌の重要性をどう考えているか」のご質問には、将来、国際社会に生きる日本人としての自覚や資質を育てるために、国旗及び国歌についての正しい認識を持たせることが必要であると考えており、同時に、自国の国旗・国歌を尊重する態度を育てることも重要であり、そのことが諸外国の国旗と国歌も尊重できる人間を育成することにつながると認識しておりますことなどを答弁いたしました。

続きまして、「ひとつの志」の三野由美子議員でございますが、「教育行政について」の件名で、「学力向上施策について」のご質問がありました。「新入生サポート講師研修会の内容、特に事業の効果、課題、問題点について具体的に聞きたい。また、この事業は拡大していくべきと考えるが見解を聞かせてほしい」とのご質問には、事業の効果については、サポート講師が効果が高いと実感している教科は、国語、算数、体育、生活科などで、主な理由としては国語や算数では個人差が大きいと個別指導の効果が高い。体育では安全面の指導に効果が高い。生活科では作業的な学習が多いので、個別の

指導や手伝えることができるので効果的でありますこと、課題・問題点については、新入生サポート講師は、担任の先生と一緒に教室に入り、ＴＴという形で授業をしており、３クラスあれば３人の先生とチームを組んで授業をしているので、担任を交えて新入生サポート講師の効果的活用について校内研修が必要ですが、その場の確保ができていないのが実情でありますことや、現在、１年生１クラス平均の児童数が３５以上の学校に新入生サポート講師を配置しておりますが、この基準を引き下げて、１クラス平均児童数が３５人未満の学校にも配置してほしいとの学校からの強い要望がありますので、教育委員会といたしましても努力をしていること、小学校１年生は義務教育の入り口に当たる重要な時期ですが、「小１問題」と呼ばれるように、この重要な時期に学校への不適応を起こす子どもが増えておりますので、教育委員会といたしましては、小学校１年生に適切な生活指導、学習指導を行うことによって、２年生以降の生活や学習の意欲向上につながっていると期待しておりますことを答弁いたしました。

次に、「県の学習状況調査を全市的に行うことは可能か。市全体でやり、結果を公表する考えがあるか」のご質問には、県教育委員会が行っている学習状況調査の目的は、児童生徒の日ごろの学習成果を調査し、現状を踏まえた上でその後の指導に役立てることにあります。今年度は本市で、小学校２校、中学校３校が抽出校となっており、県内で２,０００名程の児童生徒を対象に行っております。調査の内容は、学校で身につけるべき基礎・基本が中心となっており、その結果は設問ごとの通過率で示されております。教育委員会といたしましては、県の集計結果を学習指導に生かすよう学校に対して指導しております。各学校ではそれを参考に指導に役立てており、今のところ、市内全校での実施は考えていない旨を答弁いたしました。

次に、「学力向上に向けての各学校の具体的な取り組みはどのようなものか」とのご質問には、朝のショートタイムを使つての読書・漢字練習や計算などのドリル、休み中におけるフォロー学習、少人数授業、ＴＴなど、学校や学級の実態にあわせて指導や工夫がなされており、成果としては、一人一人に対するきめ細かな指導ができるようになった、児童生徒の学習意欲が向上したなどの報告がなされており、引き続き、各学校への取り組みを支援していくことなどを答弁いたしました。

続きまして、「藤沢新政会」の河野顕子議員ですが、「教育行政について」の件名で、３つの要旨でご質問がございました。要旨１「三位一体改革による税源移譲の教育行政への影響について」で「市の考える義務教育とはどういうものか」のご質問には、基本的には、教育を受ける権利を実質的に保障することと、教育基本法第１条にありますように、「人格の完成を目指して

健康な国民の育成を期して行われるもの」と考えており、本市といたしましても、義務教育は学習指導要領にあります学習内容を学ぶことで、確かな学力、豊かな人間性、たくましく生きるための健康や体力を育み、「生きる力」を培うことだと考えている旨を答弁いたしました。

次に、「市による主体的な運営が求められているが、意識改革、心構えはどうしているか」のご質問には、今、子どもたちを取り巻く社会の急激な変化の中で、さまざまな教育課題が山積しており、これに対して藤沢の教育をどう方向づけるのが重要な課題となっております。その方向を打ち出すためには、確かな心構えを持って向かうということが大変重要であると認識しております。こうしたことから、教育委員会では、藤沢市の子どもの実態をとらえる中で、21世紀の教育を考え、時代や社会の変化に対応でき、明日の藤沢市を担う人材育成を目指し、これからの藤沢の教育はどうあるべきかを主体的に研究し、「学校教育ふじさわビジョン」を策定し、これを受け、各学校ではこのビジョンの具現化に向け、「開かれた学校づくり」「児童生徒や地域の実態に応じた教育課程の編制」に取り組んでいるところであり、今後とも教育委員会、学校が連携しながら、その具現化に取り組んでまいる旨を答弁いたしました。

次に、要旨2「学校教育ふじさわビジョンに対する教育委員会のねらいについて」で、「ビジョンを生かした学校づくり、それを踏まえた教育委員会としての柱建てをし、目指す教育の具現化をする必要があると思うがどうか」とのご質問には、教育委員会としては具体化の支援として、1．指導方法の工夫改善と指導の充実、2．教職員の研修・研究の充実、3．創意工夫ある教育課程の推進、4．開かれた学校づくり、5．児童生徒の健全育成のための相談・指導體制の充実の5つの重点項目を掲げ、この重点目標のもと、各学校に対して具体的な指導をしておりますことを答弁いたしました。

次に、要旨3「コミュニティースクールに対する考え方について」で、「コミュニティースクールについて教育委員会はどのように考えているのか」のご質問には、現在、藤沢市の小・中・養護学校において学校公開日を設けたり、学校評議員制度を導入したりして、地域に根ざした学校、地域に開かれた学校を目指しており、さらに学校評価システムを取り入れ、自己評価だけでなく保護者による評価も取り入れ、学校運営の改善を図るとともに、地域や社会に開かれた学校づくりを推進しておりますので、教育委員会といたしましては、学校運営協議会制度いわゆるコミュニティースクールにつきましては、現在のところ考えておりませんことを答弁いたしました。

続きまして「21社・民CLUB」の柳田秀憲議員でございますが、「教育行政について」の件名で、「学校教育のあり方について」で、主に「教員

の多忙化について」と「教員の役割について」のご質問がございました。「教員の多忙化の実態把握と解決に向けた取り組み状況は」のご質問には、実態把握につきましては、アンケート等を通して行っており、それによると多くの教員が勤務時間内に仕事が終わらず残ってしたり、家庭に仕事を持ち帰らざるを得ない状況にあります。多忙化の解消に向けた取り組みについては、授業のある日の校外で開かれる会議等を減らすことが考えられますので、夏休みなどの長期休養中に会議などを移すことも含めて検討していることや、各種調査や報告書などに関する事務の簡素化につきましても、実施できることから行っておりますことを答弁いたしました。

「教員の健康状態、特にメンタル面での現状認識と、そのサポート体制について」のご質問には、昨年度、病気等で療養休暇を取得している教員は40名余りで、そのうち4人に1人ほどがメンタル面での療養休暇取得者でありますことや、教員のメンタル面でのサポート体制としては、教育文化センターに教員の心の悩みや児童生徒指導などの仕事の悩みを相談できるように、カウンセラーを配置しております。このように、教員のための相談室を開設している市はまだまだ少なく、藤沢の特色ある事業と言えますことを答弁いたしました。

次に「教員の役割についてどのように認識しているか。また、教員が本来の授業を行えるような環境整備が必要ではないか」のご質問には、教員の役割については、学校教育法で「教諭は、児童生徒の教育をつかさどる」と教諭の主たる職務を規定しておりますが、教育活動以外の学校の管理運営に必要な校務も教諭の職務とされています。しかしながら、あれもこれも学校が行うべきだとする社会の風潮があることも否めない事実であり、こうした状況の中で、学校では保護者や地域の方々に講師を依頼したり、教育ボランティアの導入を進めておりますことや、教員が授業を行うための環境整備が必要とのご指摘につきましても、教育委員会も同様の認識を持っており、たとえば市費講師やスクールカウンセラー、各種相談員の学校への配置や派遣、部活動指導者、日本語指導員、介助員の派遣、新入生サポート事業など、既に多くの事業を立ち上げており、今後とも学校への支援に努めてまいる旨を答弁いたしました。

最後に「藤沢新政会」の保谷秀樹議員でございますが、「都市親善・国際交流事業について」の件名で、「青少年の国際感覚の育成について」で、「藤沢の小・中学生に国際感覚を身につけさせるために、外国人講師とは9年間で何回くらい接することができるのか。その活動内容と感想や成果はどんなものか」とのご質問には、国際教育の充実のために昭和63年から外国人講師の採用を図り、現在4名の講師が市内全中学校19校を回っております。

また、平成 13 年度からは「小学校国際理解協力員」が小学校訪問し、児童はゲームや歌を通じて簡単な英語に慣れ親しむ活動を行ったり、協力員の出身国の言語や文化を学んだりしております。小学校国際理解協力員の訪問回数ですが、現在は 5 名の協力員が市内全小学校 35 校を回り、各クラス 1 学期に 1 回の授業を行う体制が整っており、児童の感想としては、「とても楽しかった」「もっと来てほしい」というものが多く、また、成果といたしましては、「外国人に対してもものおじせず挨拶ができるようになった」「英語や異文化に対して興味を持つようになった」などの報告があります。

また、中学校においては、1 年間に各クラス 10 時間程度外国人講師とのチームティーチングが行われており、英語の授業を通しての外国人講師とのふれあいにより、文化や習慣の違いや、物の見方・考え方の違いなどを実際に見聞きし、英語力を使ったコミュニケーションの力を身につけてきておりますことを答弁いたしました。

次に、「財団法人藤沢市青少年協会が実施している国際交流事業の活動状況と、その効果と今後の展望などについて」のご質問には、平成 15 年度は「国際交流のつどい」「外国人のための日本語講座」「世界の挨拶入門講座」などを実施し、その実施目的や参加状況などについては、まず「国際交流のつどい」は、年 3 回実施し、市内外国籍の市民と青年が鵠沼海岸で地引網や宝探しのほか、海岸清掃などの活動を通しての交流、藤沢青少年会館での軽スポーツやゲームなどを通しての交流のほか、手打ちうどんづくりをして、相互のふれあい交流を深める事業を実施し、参加外国人の 1 回当たりの平均は 20 名、スタッフを含めた日本青年は 50 名が参加しました。

次に「外国人のための日本語講座」は、日本語を学ぶ機会を提供し、市内外国人青年が地域に溶け込み、相互理解と交流を深めるための支援として、日本語の入門・初級・中級コースに分け、各々 2 から 3 クラスに分かれ、年 23 回開催しました。参加外国人の 1 回当たり平均は 45 名の参加でありました。また「世界の挨拶入門講座」は、異文化の相互理解を図る目的で、各国の習慣や文化などをその国の人からダンス・歌などを紹介していただき、今回はカナダ、中国、スリランカ、フィリピンの各国の紹介として 4 回開催し、参加外国人の 1 回当たりの平均は 12 名、日本青年は 30 名の参加がありました。

事業実施した効果でございますが、日本語講座では、日本の青年が丁寧に親切にわかりやすく教えてくれることや、長く日本に住んでいる外国人の方も各国とのコミュニケーションの場として楽しみにしている人も多いようで、大変好評となっております。また、挨拶入門講座でも、その国の習慣や文化・食事など、習い始めのため、たどたどしい日本語で一生懸命に話す外

国人とその国の出来事を知りたいと思う日本青年との交流など、他国の人との心と心の通じた国際交流の一助になっていると考えられ、国際感覚を養うことは大変重要と認識しておりますので、引き続き、青少年の国際交流の基盤づくりに努めていきたい旨を答弁いたしました。

以上で、平成 16 年 12 月藤沢市議会定例会の開催結果について、報告を終わりとさせていただきます。

數野委員長 　　ただいま教育長より 9 議案、3 陳情、1 報告、それから文教常任委員会の質問事項 8 件 54 項目について、答弁の内容がご報告されました。ご意見・ご質問がありましたらお願いいたします。

川島委員 　　「暴力等から身を守る対策」について、今、子どもたちが誘拐されて殺されたり、予測しないようなことが起きて社会問題になっているけれども、そういった被害が起きないように藤沢市では、三者連携とかパトロールとか、子ども 110 番とか、大声を出す等で対応を図っているということだが、本当に声を出しているのかどうか、あるいは子ども 110 番の家にどのくらい駆け込んだか等、今少し客観的に聞かせください。

桑山学校教育課主幹 　「大声を出す・すぐ逃げる・知らせる」という 3 つの言葉の頭文字を取りました「お・す・し」は、県教育委員会が数年前から毎年新 1 年生に対して透明のファイルに「お・す・し」のイラストとともにフレーズを載せて啓発を図っているものです。最初の配布のときに小・中学校全員に配りまして、翌年からは小学校新 1 年生に対して配っていて、学校ではかなり定着してきております。実際に「大声を出す」ということよりも「すぐ逃げる」というあたりについては、現実には声をかけられた子どもがすぐ逃げて難なきを得たというような事例報告もあります。

子ども 110 番については市民自治部が担当しておりますが、実際の事例は報告されておられません。警察庁では「行かない、乗らない」の「いか・の」を「お・す・し」に加えて「いか・の・お・す・し」という新しい言葉もできているようです。

平岡委員 　　外国人講師 4 名、国際理解協力員 5 名の身分と活動について教えていただきたい。

桑山学校教育課主幹 　外国人講師 4 名は、市内全 19 中学校を回って英語授業を T T の形で実施しております。身分は常勤嘱託で、月曜日から金曜日まで、午前 8 時半から午後 5 時まで勤務していただいております。また国際理解協力員は半ボランティア的な扱いで、小学校に午前中の 2 ～ 3 時間の授業を扱っていただいております。

平岡委員 　　フルタイムの外国人講師について、今の回数を増やすことはできないのでしょうか。

桑山学校教育課主幹 学校の授業自体は1日5時間ないし6時間ですが、その中で総合的な学習の時間とか道徳、学活等教科の授業が入らないものがありますので、1日4時間が限度であると思います。通常、1つの学校に行きますと1週間その学校に通いながら授業をし、また次の学校に行く、それを繰り返していく形になっておりますので、どうしても1日5コマなり、6コマなりを全部埋めて授業を行うという形は取りにくいので、もう少し増やすことはできると思いますけれども、ある程度限界があるというのが実情です。

平岡委員 国際理解協力員は教員免許を持っていないわけですが、大変評判が良いので、1学期に1回ということではなく、もっと増やすことはできないでしょうか。

桑山学校教育課主幹 国際理解協力員については、半ボランティアのような形でお願いしているもので、状況的にほとんど授業ができないような状況になっております。午前中で行うということになりますと、やはり時間的に限定される部分があります。今は5人をお願いしているわけですが、この人数を増やしていく中で回数を増やすということではないかと思うのですが、どうしても予算が限定されておりますので、人数を増やすと、1人あたりをお願いする回数が減ってくるので、年間を通してお願いする中で、少ない回数で多くの人をお願いするのか、それともある程度人数を絞って回数に見合う形でお願いするのか、その辺の兼ね合いが難しい状況にあります。

數野委員長 外国人講師、国際理解協力員はどのような形でお願いしていて、それには特別な資格が必要であるのか。それから中学校の授業時間が減ったら間に合うからということで5人に決めているのか。あるいはあくまでも予算面で決めておられるのですか。

桑山学校教育課主幹 中学校の外国人講師については、時間的に不足しているという認識は持っております。できれば現在の4名を増やしていきたいという気持ちは持っております。国際理解協力員についても今5名ですが、もう1つ日本語指導員として日本語が苦手な子どもに対してサポートをしている方も、国際理解協力員と同じように半ボランティア的な形で動いていただいている方たちに、時間に余裕があるときに国際理解協力員の仕事をお手伝いしてもらったり、逆に国際理解協力員に日本語指導員の方の翻訳をお手伝いしてもらったりというような形で動いているのが現状です。まだまだ世界の言語はたくさんありますので、欲しいのはヤマヤマですけれども、その辺は予算との兼ね合いということになります。

數野委員長 藤沢市にはいろいろな国の方が大勢お住まいになっていて、ボランティアとしてやったださる方も大勢いると思うのですが、その方々は本国で教職の資格を持っていた方なのか。それとも単に好意で協力してくださる方にお

願っているのですか。

桑山学校教育課主幹 国際理解協力員及び日本語指導員については、特に資格は問うておりませんが、国際理解協力員については、基本的に英語に慣れ親しむのと同時にその国の文化を紹介していただいて、いろいろな国の文化に親しもうということですので、現在フランスの方、韓国の方も英語ができます。それ以外にそれぞれの出身国の文化とか遊び、食べ物の紹介をしていただくというようなことになっておりますので、国際理解協力員については英語ができることが要件としてあります。

川島委員 それぞれの学校での学力向上の取り組みについては、朝のショートタイムを使ってドリル等で積極的にやっているということだが、効果はどうか。またどのくらいの学校でやっているのか。それが恒常的となると先生方の体力的なことも考慮してやっているのか、もう少し詳しくお話を聞きたい。

桑山学校教育課主幹 朝のショートタイムについては、教職員の朝の打ち合わせ時間の間に児童生徒に何らかの課題を与えていくというのがスタートだったと思います。その後、朝の10分間読書には教師も一緒にそれぞれが読みたい本を読んだり、授業に入る前段の意識づけという意味で、その後の授業にスムーズに入れるということで効果があって、当時話題になりました。これは現在でもかなりの中学校で行っております。小学校では漢字の練習とか計算ドリル等簡単なものを短時間に行っておりますが、これは前日までの復習みたいな形で行っているとか、読み聞かせなども行っているようです。いずれにしてもほとんど毎日、朝の短い時間でも繰り返し行うことは力になると思いますけれども、それだけではなくて、これから始まる1日の授業のスタートを落ち着いて始められるという点でも効果があるのではないかと考えています。

川島委員 先生方は大変でしょうが、授業前の授業は相当効果があるということですか。

桑山学校教育課主幹 そのように認識しております。

数野委員長 高齢者を対象にした施策として生涯学習大学いきいき学部、なぎさ大学、高齢者学級がありますが、その中でも生涯学習大学は応募者も多く、選抜するのも難しいという現状から考えて、市民の評価も高く、立ち上がりから考えて、初期の予想のどのくらいが達成できたとお考えか、お聞かせいただきたい。

斎藤生涯学習部参事 生涯学習大学の評価ということですが、平成14年10月に生涯学習大学を開校して、当初、市民を初め関係者に情報漏れなどがあって大変ご迷惑をかけて申しわけなく思っています。その後、約2年という中で運用面、内容的にもいい方向に行っているのではないかと考えております。平成16年度当初は事業の企画・運営を市の職員がやっていたのですが、その後、意見

を言う機関を設定すべきではないかということから評議員会を設置して 10 名の方に評議員になっていただき、ご意見をいただき、その意見をもとに大学の運営をしていくことになりました。また大学の応募者は当初よりは若干少なくなっておりますが、例えば IT 講習会には 65 歳以上を対象とした専門的なコースもあって、修了者には産業センター、湘南台文化センターでフォローアップ研修もやっております。またそのフォローアップ研修には一般市民の相談やアドバイスもしているといった状況です。それからはばたき学部の IT 講習会の講師を務めていただくとか、学校図書館司書の手伝いをさせていただくという方々もおりまして、全体としてうまくいっているのではないかと考えております。いずれにしても、高齢者対象の事業については、教育委員会生涯学習部門、福祉健康部所管の 3 つの老人福祉センターでもやっております、生涯学習の「いつでも、どこでも、だれにでも」に沿って、財政厳しい中、職員の努力等で今後とも生涯学習事業を推進してまいりたいと思っております。

開沼委員 現在、外国籍児童数はどのくらいですか。

田中学務課課長補佐 国際教室は小学校 6 校、約 80 名、中学校 1 校で 10 名ほどおります。

開沼委員 中学校でも日本語指導を必要とする生徒はいるのですか。

田中学務課課長補佐 中学校での国際教室は 1 校につき 5 名以上の生徒がいないと設置できないのですが、言葉の指導を必要とする生徒は、他の中学校にもおりますが、現在開設している学校は 1 校ということです。

開沼委員 国際教育推進事業の中で日本人の児童・生徒を対象とした語学教育と国際教育に目が向きがちですが、外国籍の児童・生徒の学習支援事業も重要であると思います。国際感覚を身につけるということに関しては、さまざまな国の友だちがいる。あるいは一緒に学び生活する場所があるということが何よりも大きな刺激になるのではないかと思います。1 校につき 5 名以上いないと国際教室が置けないということではなくて、できるだけ日本で暮らしている外国籍の方たちが日本の義務教育を受けやすい環境をつくって、日常から国際化が広がっていくようなサポートをして欲しいと思います。現在、外国籍の子どもたちが満足な形で日本の義務教育を受けられる環境にあるのかどうか。藤沢市はいろいろな形でこまやかな取り組みがされていると思いますが、本当の国際化のために外国籍児童のケアを予算が厳しい中でも心にとめていただければと思います。

田中学務課課長補佐 5 名以上いる学校の国際教室では一般の教員が日本語指導を行っております。国際教室のない学校につきましては、学校教育課で取り組んでおります日本語指導員が日本語の指導が必要な子どもたちのために各学校を回っておるといのが藤沢市の現状です。

數野委員長 ほかにありませんか。
ないようですので、報告どおり了承することといたします。
×××

數野委員長 続きまして、(3) 藤沢市青少年問題協議会委員の任命について、報告をお願いいたします。

中村委員 続きまして、藤沢市青少年問題協議会委員の任命についてご説明いたします。このことにつきましては、藤沢市青少年問題協議会委員が2004年12月31日をもちまして、任期満了となりましたことに伴いまして、新たに委員を任命させていただきましたものでございます。任期、任命させていただきました方々のお名前は、記載のとおりでございます。以上で報告を終わりとさせていただきます。

數野委員長 ただいまの教育長報告につきまして、ご意見・ご質問がありましたらお願いいたします。

川島委員 青少年問題協議会の目的と何回開催されているのか伺いたい。

植木生涯学習部参事 青少年問題協議会は、青少年の健全育成を進める上で各種の意見提案という形で審議を行うもので、提言を取りまとめる年度については開催回数が、月に1度ぐらいという状況もありますが、平均的には年に6回から8回の開催となっております。

數野委員長 青少年問題協議会委員の学識経験者とは具体的にどういう方なのか説明していただきたい。

植木生涯学習部参事 学識経験者委員の区分については、社会教育委員、福祉団体関係者、青少年育成団体、青少年活動関係者、大学教授を含む青少年問題に関する関係者、公立・私立学校長、幼稚園関係者であります。

平岡委員 公募枠はあるのでしょうか。

植木生涯学習部参事 今回2名の公募枠を設けて広報等で公募し、申し込み期間を11月8日から12日までとしたのですが、応募者はおりませんでしたので、委員の選考に関する規定に基づいて団体からの推薦ということで決定しております。

數野委員長 ほかにありませんか。
ないようですので、報告どおり了承することといたします。
÷÷

數野委員長 これから議事に入ります。
議案第39号市立学校の学期の承認についてを上程いたします。事務局の説明を求めます。

桑山学校教育課主幹 議案第39号市立学校の学期の承認についてご説明いたします。12月の教育委員会定例会において、藤沢市立学校の管理運営に関する規則が一部

改正され、これまで3学期のみであった学期が2学期と3学期と併記され、学校長がいずれかを選択し、教育委員会が承認するものとなりました。これに基づき本日までに事務局で各学校長から平成17年度からどちらの学期を選択するか、あらかじめ意向調査をいたしました。この結果、小学校36校の校長からは3学期を、中学校19校の校長からは2学期を、白浜養護学校長からは3学期をそれぞれ選択する意向でありましたので、校種ごとに学期を承認するものです。以上です。

數野委員長 事務局の説明が終わりました。議案第39号につきまして、ご意見・ご質問がありましたらお願いいたします。

川島委員 中学校の学期について承認した後、3月ぐらいまでのスケジュールを教えてください。

桑山学校教育課主幹 中学校の二学期制については、この後2月初旬の公報ふじさわで市民に周知いたします。あわせて現在、学校教育課で保護者・生徒向けのパンフレットを作成しておりますので、それを全生徒に配布いたします。ちょうど中学校の新入生説明会が2月初旬に行われますので、それに間に合うようにパンフレットを配りまして、説明会に利用していただくと考えております。あわせて新2年生、3年生についてもそのパンフレットを利用しながら二学期制についての説明をしていただくというふうを考えております。

川島委員 新2年生、新3年生の父母に対してはどのようなアナウンスメントをする計画ですか。

桑山学校教育課主幹 保護者・生徒向けのパンフレットを使って保護者説明会で周知していきたいと思えます。

數野委員長 二学期制が新年度からスムーズに試行から実行に移るように準備をよろしくをお願いいたします。

ほかにありませんか。
ないようですので、原案どおり決定することにご異議ありませんか。
(「異議なし」の声あり)

數野委員長 それでは、議案第39号市立学校の学期の承認については、原案のとおり決定いたします。

××××××××××××××××××××××××××××××××××

數野委員長 続きまして、議案第40号藤沢市八ヶ岳野外体験教室条例施行規則の一部改正についてを上程いたします。事務局の説明を求めます。

渡邊学校教育課課長補佐 議案第40号藤沢市八ヶ岳野外体験教室条例施行規則の一部改正について、ご説明申し上げます。今回、施行規則の一部改正をお願いいたしますのは、昨年12月議会において指定管理者制度の導入と利用料金の改定に伴う藤沢市八ヶ岳野外体験教室の条例の一部改正を行いました。その改正

に伴い同条例の施行規則について一部改正をご提案申し上げるものです。施行規則の改正案の主な内容としましては、宿泊施設の使用のできる期間を改正前は別表で定めていたものを本文に加え、また取消料について新たな規定を加えたものが主なものです。その他、指定管理者制度への導入の移行及び利用料金改定による規定を整備したことに伴い、文言の整備を行ったものです。なお、附則で、施行日を平成 17 年 4 月 1 日とするものです。以上です。

数野委員長 事務局の説明が終わりました。議案第 40 号につきまして、ご意見・ご質問がありましたらお願いいたします。

平岡委員 第 5 条で「5泊6日」を「3泊4日」に改めるとあるけれども、今まで中学校が行っていた宿泊体験は3泊4日程度だったのでしょうか。

渡邊学校教育課課長補佐 基本的に小学校は1泊2日で、中学校は2泊3日で行っております。「3泊4日」という規定を設けましたのは、夏休みとかゴールデンウィークなどに1人で5泊、6泊と長く宿泊される方もおりますので、できるだけ多くの方に利用していただきたいということで、現在の5泊6日から3泊4日とさせていただきますが、指定管理者が認める形で延長することも条文でうたっております。

平岡委員 第 10 条の利用料金を免除する場合というところで、介護者については該当する者1人につき1人に限るといふふうに改正されたが、体格のいい障害者、老人を連れていくには1人の介護ではできないということが大変多く、少なくとも2人あるいは入浴介助等は3人必要というケースがある。今までどおり制限なく認めるというふうにはならないのでしょうか。

渡邊学校教育課課長補佐 今までは介護者の規定がありませんでしたので、例えば障害者1人に対して10人のグループで訪れた場合には介護者として9人を免除していたのですが、これからは指定管理者制度で民間の法人が運営していく中で指定管理者の収入としていくということで条例上設けさせていただきました。民間の法人の収入となるということになりますと、ある程度規定を設けた方がいいのではないかということで1人という形をとらせていただきました。藤沢市の同じ施設である「ふじさわ山荘」も1名という形にさせていただいておりますので、整合性から1名という形をとらせていただきました。

数野委員長 指定管理者制度ができたために市民への公平のサービスがそこなわれ、介護を必要とする人には施設の利用がしにくくなり、行ける人だけが行くというのではサービスの低下につながらぬのか。

渡邊学校教育課課長補佐 利用料金において減免規定で介護者全員としていたのを本人と1人の介護者を免除するという形をとっておりますので、利用ができなくなるというわけではありません。利用料金さえ払っていただければ、2人目、3

人目の介護者もご利用いただける形になっております。ただ利用料金も今回、本館で大人 1,400 円、宿泊棟で大人 900 円ですので、料金自体も高くわけではなく、また、サービス面も落ちるとは思いません。

例外規定ですが、58 ページの(3)で教育委員会が特別な理由があると認めた場合にはという形で設けてありますので、状況に応じて適用を考えていきたいと思っております。

平岡委員 介護者 2 人目からは規定の料金を払えば利用できるだろうという事は理解していますが、大変な障害を持つ方等を体験させたいというときに、今までのように気軽に利用できるという意見が多いだろうと思ってお聞きしました。

数野委員長 ほかにありませんか。
ないようですので、原案どおり決定することにご異議ありませんか。
(「異議なし」の声あり)

数野委員長 それでは、議案第 4 0 号藤沢市八ヶ岳野外体験教室条例施行規則の一部改正については、原案どおり決定いたします。

××

数野委員長 続きまして、議案第 4 1 号藤沢市学習文化センター条例施行規則の一部改正についてを上程いたします。事務局の説明を求めます。

斎藤生涯学習部参事 議案第 4 1 号藤沢市学習文化センター条例施行規則の一部改正について、ご説明いたします。この規則を改正いたしますのは、藤沢市学習文化センター条例の一部改正について、有料化について原案どおり、昨年 12 月議会で可決成立いたしました。したがって、それを進めるための手続を定めるといった内容であります。(以下別紙参照)

数野委員長 事務局の説明が終わりました。議案第 4 1 号につきまして、ご意見・ご質問がありましたらお願いいたします。
特にないようですので、原案どおり決定することにご異議ありませんか。
(「異議なし」の声あり)

数野委員長 それでは、議案第 4 1 号藤沢市学習文化センター条例施行規則の一部改正については、原案のとおり決定いたします。

××

数野委員長 続きまして、議案第 4 2 号藤沢市青少年会館条例施行規則の一部改正についてを上程いたします。事務局の説明を求めます。

植木生涯学習部参事 議案第 4 2 号藤沢市青少年会館条例施行規則の一部改正について、ご説明いたします。今回、施行規則の一部改正を行いますのは、さきの議会で青少年会館条例を指定管理者の導入を含む有料化に伴う改正を行いましたので、それに伴う規定を改正するものです。(以下別紙参照)

- 數野委員長 事務局の説明が終わりました。議案第42号につきまして、ご意見・ご質問がありましたらお願いいたします。
- 川島委員 条例施行規則に改正日の平成17年4月1日を入れるのか。あるいは本日の1月14日を入れるのか。
- 斎藤生涯学習部参事 地方自治法の規定によりまして公布という手続が必要になります。したがって、手続的に教育委員会の議決をいただくと、その次に公布という形になりますので、公布の日を入れるというのが一般的な決まりになっております。
- 數野委員長 ほかにありませんか。
ないようですので、原案どおり決定することにご異議ありませんか。
(「異議なし」の声あり)
- 數野委員長 それでは、議案第42号藤沢市青少年会館条例施行規則の一部改正については、原案のとおり決定いたします。
××××××××××××××××××××××××××××××××××××
- 數野委員長 続きまして、議案第43号藤沢市少年の森条例施行規則の一部改正についてを上程いたします。事務局の説明を求めます。
- 植木生涯学習部参事 議案第43号藤沢市少年の森条例施行規則の一部改正について、ご説明いたします。さきの議会で指定管理者制度の導入に伴います条例改正の承認に基づいて運用規則の部分を改正するものであります。(以下別紙参照)
- 數野委員長 事務局の説明が終わりました。議案第43号につきまして、ご意見・ご質問がありましたらお願いいたします。
特にありませんので、原案どおり決定することにご異議ありませんか。
(「異議なし」の声あり)
- 數野委員長 それでは、議案第43号藤沢市少年の森条例施行規則の一部改正については、原案のとおり決定いたします。
××××××××××××××××××××××××××××××××××××
- 數野委員長 続きまして、議案第44号藤沢市地域子供の家条例施行規則の一部改正についてを上程いたします。事務局の説明を求めます。
- 植木生涯学習部参事 議案第44号藤沢市地域子供の家条例施行規則の一部改正について、ご説明いたします。本件につきましても、指定管理者制度の導入に伴いまして施設管理の運用上の各規定を明確にするものです。(以下別紙参照)
- 數野委員長 事務局の説明が終わりました。議案第44号につきまして、ご意見・ご質問がありましたらお願いいたします。
- 平岡委員 地域子供の家は全市内にかなりの数があるけれども、指定管理者は1つ、あるいは幾つかの管理者が請け負うのですか。
- 渡辺生涯学習部参事 現在、地域子供の家は17館ございます。これはすべて藤沢市の公の

施設ということで、個別にするよりは一括にする方が経費の面も含め管理面の統一というか、どこへ行っても同じようなサービスが受けられる利点もありますので、17館を一括して指定管理者として行っていきたいと考えております。

平岡委員 地域子供家のほかにも指定管理者に委託するようだが、委託公募はしているのでしょうか。

渡辺生涯学習部参事 昨年の12月議会で条例等一部改正が決まりました。その後、青少年施設関係4件については12月17日から1月11日までを申請期間として、既に第1回目の審査選定委員会が開かれました。今後、この書類を受けて第2回目の審査選定委員会にかけまして、最終的には候補者の決定を受けることとなります。今、審議中ですが、近いうちに青少年施設の関係については1月19日に第2回目の審査委員会を受ける予定です。

平岡委員 応募状況はいかがでしょうか。

渡辺生涯学習部参事 青少年施設は全部で4件の公の施設の条例があります。この4件については、第1回目の審査委員会の中で基本的には藤沢市の方針としては公募が大原則です。これは地方自治法の改正の趣旨に照らして原則は公募ですが、一定の要件がある場合は特定することができるという規定もあります。青少年施設につきましては、審議の中で現在特定という形で第1回目の審査を終わっております。

平岡委員 青少年会館以外の八ヶ岳野外体験教室とか学習文化センターなどはいかがでしょうか。

渡辺学校教育課課長補佐 八ヶ岳野外体験教室の指定管理者制度については、昨年12月17日から今年1月17日まで公募しております。1月6日に指定管理者制度の説明会を開きました。説明会に参加した団体は10社ですが、1月17日までには何社かは申請書を提出してくるのではないかと考えております。今後の流れですが、1月下旬に審査選定委員会を開く予定でありますので、選定された団体は、教育委員会定例会の報告及び議会の議決を経て決定していくという流れになっております。

數野委員長 ほかにありませんか。

ないようですので、原案どおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

數野委員長 それでは、議案第44号藤沢市地域子供の家条例施行規則の一部改正については、原案のとおり決定いたします。

××

數野委員長 次に、議案第45号教育財産の取得の申出について(白浜養護学校校舎棟)を上程いたします。事務局の説明を求めます。

尾嶋教育総務部参事 議案第45号教育財産の取得の申出について、ご説明いたします。今回、取得いたします財産は、平成8年から9年度にかけて、財団法人藤沢市開発経営公社の立替施行により改築した白浜養護学校の校舎棟を買戻しするものです。校舎棟の買戻しにつきましては、当初、平成17年度に一括して買戻しを予定しておりましたが、校舎棟の一部を前倒しして買戻しをするものです。前倒しの理由といたしましては、平成17年度に国庫補助金の採択を国にお願いして一括買戻しの予定でありましたが、文部科学省から平成16年度補正予算対応についてという通知が12月10日に送付されてきて、その中で平成17年度の予算編成については大変厳しい状況にあり、平成16年度補正予算に積極的な対応を願いたいということから、今回、一部前倒しして教育財産の買戻しをするものです。(以下別紙参照)

数野委員長 事務局の説明が終わりました。議案第45号につきまして、ご意見・ご質問がありましたらお願いいたします。

特にありませんので、原案どおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

数野委員長 それでは、議案第45号教育財産の取得の申出について(白浜養護学校校舎棟)は、原案どおり決定いたします。

÷÷

数野委員長 続きまして、その他に入らせていただきます。

(1) 藤沢市児童館条例施行規則の一部改正について、事務局の説明を求めます。

植木生涯学習部参事 藤沢市立児童館条例施行規則の一部改正について、ご説明いたします。この児童館につきましては、藤沢市教育委員会に対する事務の委任に関する規則の第2条第4項の規定に「藤沢市立児童館条例に規定にする児童館の利用承認及び事業に関する事務その他、児童館の運営に関する事務を藤沢市教育委員会に委任する」という委任規定に基づいて提案させていただくものです。本児童館条例につきましても、さきの指定管理者制度導入に伴う施行規則の改正部分です。(以下別紙参照)

数野委員長 事務局の説明が終わりました。ただいまの説明に対しまして、ご意見・ご質問がありましたらお願いいたします。

特にありませんので、原案どおり了承することといたします。

×××

数野委員長 続きまして、(2)「第4回30日美術館」の開催結果について、事務局の説明を求めます。

関根生涯学習部担当部長 第4回藤沢市30日美術館についてご報告いたします。今回、30日美術館につきましては、1999年まで鵜沼松が岡にお住まいになっておられ

ました菅沼五郎さんの取り上げておりまして、「造型の意思・彫刻の詩」というテーマで開催いたしました。趣旨、主催、会場等は記載のとおりです。会期は2004年11月16日から12月19日までの30日間になっております。入場料は無料。出品内容は彫刻が20点、デッサンが13点です。入場者数は3,038人（1日当たり101人）です。

數野委員長

事務局の説明が終わりました。ただいまの説明に対しまして、ご意見・ご質問がありましたらお願いいたします。

特にありませんので、了承することといたします。

÷ ÷

數野委員長

以上で、本日予定いたしました審議案件は、すべて終了いたしました。次回の定例会の期日を決めたいと思います。2月4日(金)午後2時から、場所は東館2階教育委員会会議室において開催することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

數野委員長

それでは、次回の定例会は2月4日(金)午後2時から、場所は東館2階教育委員会会議室において開催いたします。

÷ ÷

數野委員長

以上で、本日の日程ははすべて終了いたしました。

午後4時05分 閉会

この会議の結果を記載し、相違ないことを確認する。

藤沢市教育委員会委員長

藤沢市教育委員会委員

藤沢市教育委員会委員